

(2) もっとも、その個別具体的な政治過程は、なお手つかずのままである。対日政策の変更とその政治過程は、かなり明らかにしている〔孔・村田二〇〇四、六五〜七三頁〕ものの、同じ時期の韓国問題での転換が、それとしかに関連していたかは、今後の課題であるといえよう。

そうした意味で、徐寿朋赴任の直前に及んでなお、唐紹儀に対し、清朝はなお韓国を属国視している、とそれまでの清朝の態度をばげしく非難した韓国海關總稅務司ブラウン (J. McLeavy Brown) の発言〔「中日韓」五一四〜五一四八頁〕は、注目に値する。清朝の洋關總稅務司ハート (Sir Robert Hart) とも密接に連絡をとっていたかれが、あえてそうした発言をしたのは、おそらく年来の韓国側の不信感を代弁すると同時に、清朝側のなお流動的な態度を反映したものとみることができよう。

(3) 本章では、韓清通商条約そのものをめぐる韓国側の利害、反清輿論・ナショナリズムの興起、および交渉の具体的内容には立ち入ることができなかった。こうした問題をあつかった研究がある〔権一九八七・殷二〇〇五、三五〜五五頁〕ので参照されたい。

第八章 外務の形成

——外務部の成立過程——

はじめに

本章では、一九〇一年に設置され、一九一二年まで存続した外務部について検討する。この機関は、総理衙門と中華民国外交部の間に位置する、中国の対外関係担当機関である。本書では一九世紀半ばからの中国の対外関係を議論してきたが、一九〇一年に設けられたこの役所が、夷務や洋務ではなく、外務を冠したことは、それまでの対外関係のひとつの帰結であり、また二〇世紀中国の対外関係を見通すものともなった。

先行研究を紐解くと、外務部に関する研究は決して多くない。外交行政の重要な研究である陳体強はもとより、総理衙門研究をおこなった坂野正高も外務部には簡単に触れる程度であったし〔陳一九四五・坂野一九七三、四二七頁〕、筆者も民国外交部形成の前段として触れたに過ぎない〔川島二〇〇四a、八五〜八八頁〕。

他方、中国では一九九〇年前後に外務部研究がなされた。その草分け的な存在である杜継東は、外務部の成立について、「不徹底な面があったが、中央外交機関の外交権能を強化し、中央と地方の外交権をめぐる問題を定め、在外公使・領事の制度を改善し、外交人材の資質を高めるなど、全体として客観的な情勢に適応しており、中国外

川島 真

交の近代化の道程において一步を踏み出した」と総括し、外務部を特に列強からの押し付けにより成立したとして批判するのではなく、一種の時代の産物だと位置づけ、その改革についても内発性を重視した分析をおこなった〔杜一九九〇〕。また、王立誠は、外務部が伝統の残滓をある程度除去し、厳格な定義の下での外交体制をつくり、民国外交体制の基礎をなしたと肯定的に評価する。しかし、外務部は国際的な外交の通例に符合しながらも、半植民地の本質は基本的に変わらなかつたと位置づけた〔王一九九一、四頁〕。杜にしても王にしても、外務部を国際的な通例からみた、中国における最初の外交機関とする点は共通している。この点は台湾の蔡振豊にも通じる〔蔡二〇〇五、三九頁〕。中国における最初の近代外交機関について、総理衙門ではなく外務部に求めるといふのは、中国外交史研究の領域では通説になりつつあるとみていいだろう。この点は大筋として異論はない。先行研究から見た場合、現在の論点は、外務部の改革の不徹底さ、半植民地的性格といった点にあるようだ。他方、杜や王の後の諸研究に見られるように、外務部の形成要因を外因（列強の要請）と内因（中国内部の改革への動力）の結合の結果だと見る議論が定着しているようであり〔趙二〇〇二〕、外因と内因それぞれの詳細については、あまり論点になっていないように見える。

結局のところ、外務部については、その性格をめぐる議論や解釈がなされてきたと言っている。しかし、実証研究が不足しているという根本的問題が残っていると、筆者は考える。その性格付けを論じる際に重要となる外務部の形成過程の実証研究さえ十分になされていないのである。無論、外務部創設に関しては一連の先行研究がある。中国の高超群、台湾の陳森霖、蔡振豊の研究がそれに当たる〔高一九九八・陳一九九四・蔡二〇〇五〕。高の論考は、中国側の史料に基づいて外務部の形成過程や組織編成について検討し、総理衙門改革という清朝の内部の連続性を重視しようとする。この高の研究を踏まえて、実証的な水準を上げたのが、蔡の業績である。しかし蔡は、英

米の史料の中国語訳を用いたものの、その原本や日本側の外務省記録を用いていない。結果的に見れば、中国語訳されていなかった英文史料、そして日本外務省記録に、外務部形成に関する重要な内容が含まれていた。

本章では、夷務、洋務の一つの帰結としての外務を位置づけ、あわせて外務部期を議論していくための出発点として、外務部の形成過程と創設期の制度について、上記の先行研究の成果とそこにおける問題点を踏まえ、英米日中の史料を用いて検討したい。まず、義和団事件後の講和の過程で列強側から総理衙門改革が提案され、外務部という官署が形成された過程、および創設期の組織・人事・制度について、列強と清朝側の議論を踏まえながら検討したい。評価先行ではなく、外務部成立の過程を実証的におさえてこそ、一九世紀後半あるいは民国期との比較検討が可能になるであろう。

一 戊戌変法期の改革案と連名公書第十二条

1 戊戌変法期の外交制度改革論

ここではまず茅海建の研究を参照し、戊戌変法期の外交（制度）改革論について一瞥しておきたい〔茅二〇〇五〕。康有為は第二上書（一八九五年五月三日）において、世界と中国の関係を「列国並立之勢」と位置づけて「一統垂裳之勢」と対置させ、また使才館を設けて外交関連の人材を育成して、在外経験を積ませて随員、公使へと至らせるキャリア・パターンを提起した〔戊戌変法〕一三二～一五四頁。坂野正高は、これを近代国際関係と朝貢体制を意識的に対立させたもので、「中国が積極的に自らすすんで近代国際関係の構成要素となるべきことを主張したものと見える」としている〔坂野一九七三、四三〇～四三一頁〕。また、康は一八九八年の「応詔統籌全局摺」に

て、軍機処に代わって制度局を、六部に代わって法律局などの十二局を設けることを提唱したものの、対外関係を扱う総理衙門の制度には言及せず〔蕭一九八三、九〇頁〕、もっぱら総理衙門大臣の兼任や資質を問題とした。

この戊戌変法期の外交制度改革論のうち、内容的に外務部設立に関連するのは戸部主事・蔡鎮藩の「奏請審官定職以成新政摺」(一八九八年九月一〇日)、刑部郎中・沈瑞琳の意見書(九月一三日)、翰林院編修・寶熙の意見書(九月一六日)などである〔戊戌変法文獻彙編〕。蔡は、総理衙門の人員の兼任を批判し、理藩院を例にとって専任による「外務部」の設立を訴え〔戊戌変法〕三八二―三八三頁〕、沈は総理衙門の業務が他部局と重複し、また業務繁多だという組織上の問題とともに、人事の兼任制を批判し、臨時の役所でない「専部」を設け、「専官」を置くべきだとした。そして、管理王大臣、滿漢尚書、侍郎のポストを設け、業務内容別の部局設置を提案した。沈の構想は、諸外国の外政制度を援用しつつ、六部の制度に照らしたものであった〔戊戌変法檔案史料〕一七八―一八一頁〕。以上の改革案は、それ以前の薛福成、馬建忠、黃遵憲、鄭觀応、陳熾らの議論に基づくと考えられる〔湯一九八六、一三九頁〕。そしてこれら戊戌変法期の案は、一八九八年九月に変法が頓挫し維新の推進者たちが朝廷を去ることで、将来に持ち越されることになった。

2 北京公使會議と第十二条案の作成

義和団事件の騒乱に際し清朝が宣戦の上諭を發したのは一九〇〇年六月二一日である。その前日の二〇日から八月一四日まで義和団軍を主要構成員とする清軍が東交民巷の公使館地区を包圍した。その八月一四日には八カ国連合軍が北京に入り公使館区域を解放した。八月一五日、西太后と光緒帝らは北京を離れ西安に向かった。和平交渉は七月半ばから始められていたが、清朝の側からも上諭によって講和条件が示されるに至った。

清朝との交渉に際して、列強間の意見調整のために北京公使會議が組織された。第一回會議は、一九〇〇年一月八日にイギリス公使マクドナルド (Claude Maxwell MacDonald) の主催で開催された。そこでは、ドイツ側の提案を踏まえ〔BPP, No. 5, pp. 4-5〕、清朝の上諭における責任者の妥当性(董福祥、毓賢を追加すべき)、刑罰の妥当性(否)、刑罰の執行の確認方法(公使館員、あるいは軍人)を確認することが議論され、交渉は英仏米公使を通じて慶親王奕劻、李鴻章とおこなうこととされた〔BPP, No. 5, p. 22〕。

一〇月一〇日、第二回公使會議が開催され、外国人に危害を加えた地域の科挙停止や賠償などフランス公使の六つの提案に基づいて議論されたが〔BPP, No. 5, pp. 22, 46〕、その提案以外に、「総理衙門ニ代ハルニ一名ノ清国外務大臣ヲ任命セシムルコト」、「國際問題ニ関シ奏聞ヲ為サンカ為皇帝ニ謁見スヘキ外國公使ノ權利ヲ認定セシムルコト」について提案があった〔FRUS, 1900, pp. 213-214, 「北京公使會議第一回、第二回」〕。西徳二郎公使はこの発言者が誰か記していないが、イギリス側の記録では、イタリア公使サルヴァター・ラッシー (Salvago Raggi) だとされよう〔BPP, No. 5, pp. 155-159〕。

西公使作成の公使會議の議事録によれば、この次に総理衙門の問題が議論されたのは一〇月三十一日の公使會議であった。イギリス公使が、「総理衙門ノ廃止若クハ其組織ノ変更並ニ多年来解决ヲ待チタル礼式上ノ数多ノ問題ヲ決定スベキ宮廷礼式ノ確定ニ関スル提議ヲ為シ」、英米独伊およびオーストリアがこれに賛成し、露、仏、日本が反対にまわったとしている(ベルギー、スペインは多数に付託)〔北京公使會議、第三回乃至第七回〕。在清西全權公使ヨリ加藤外務大臣宛、一九〇〇年一月一日(北京発)。この場でなぜ西公使が反対に回ったのか明確ではないが、加藤高明外務大臣は一一月五日の電報で、この総理衙門の廃止、あるいは組織変更について、「代表者多数ノ意見ニ賛同シ以テ其共同一致ヲ力メラル可シ」と、反対にまわらないように西公使に指示している〔北京公使會議第一回、

第二回「加藤外務大臣ヨリ西全権公使宛、一九〇〇年一月五日」。

次に一月八日の北京公使会議でこの問題が取り上げられ、西公使は「昨日ノ会議ニ於テ清国全権委員ニ交付スヘキ公文書中ニ左ノ条項ヲ挿入スルコトニ一致セリ」として、「清国政府ハ外交事務ノ衙門ヲ改革シ且外交代表者ノ謁見ニ関スル宮廷ノ礼式ヲ列国ノ指定スル旨趣ニ依リ変更スル事」を報告している（「北京公使会議、第三回乃至第七回」在清西全権公使ヨリ加藤外務大臣宛、一九〇〇年一月九日「原文の十九日は誤記」（北京発））。そして、一月三日の北京公使会議で、清朝側の全権委員に交付すべき十一項目が決定されたが、この「外交事務ノ衙門」の項目はその内容が若干変更され第十一項目とされた（*BPP*, No. 5, pp. 111-112）。そのうち、内容を再調整して一二月四日の会議で内容が確定し、「外交事務ノ衙門」については第十二条に盛り込まれた（*FRUS*, 1900, pp. 235-236）。この文書は、一二月二二日に署名され、二四日になって慶親王に渡された。李鴻章は病気で同席しなかった（「第十二条」*Satow*, 2006, p. 75）。この文書の第十二条の内容は、「一二月四日案とほとんど変わらな」（*BPP*, No. 6, pp. 60-63）。その後、この文書に対して清朝から三〇日に受諾の返答があり、一九〇一年一月一四日に連名公書（和議大綱）は正式に調印された。

二 第十二条小委員会案の作成と対清照会

1 連名公書（和議大綱）小委員会における議論——小村・ロックヒル案

一九〇二年二月二八日、北京公使会議は連名公書の各項目を検討する小委員会（*Commission*）を設けた。その際、第十二項目、すなわち総理衙門改革および儀礼改革についての小委員会の構成員は、新任の小村寿太郎公使、

アメリカ公使館の専門員（*Commissioner*）ロックヒル（*William Woodville Rockhill*）、そしてドイツ公使館のアタッシェであるゴルトツ男爵（*Freiherr von der Goltz*）とされた（*FRUS*, 1901, *Rockhill*, pp. 94-95）。

小村は総理衙門改革案を作成するに当たり、総理衙門の問題点を三つにまとめた。小村の第一の批判は、職員の数、人数および資質に関するものである。「本使ノ意見ニ據レハ清国外交事務ノ常ニ不合理ニシテ且敏活ヲ缺クハ其原因主トシテ当局者ノ選択宜キヲ得サルニ由ル。今日ノ総理衙門大臣ナルモノハ各部尚書又侍郎ニ至ルマデノ集合体ニテ其数少クモ五六名多キハ十名ニ達シ庸劣ノ徒最モ多シ。此等ハ外交事務進捗ノ障害タラズンバ全ク尸位素餐ノ輩ナリ。故ニ改革ノ急務ハ先ツ此多頭政治ヲ廃シ少数人ヲシテ外交ノ事を掌トラシムニ在リ。」第二の批判は総理衙門の官制上の位置づけである。「又今日ノ総理衙門大臣ハ其権力ノ不十分ナルカ為メニ他人ノ牽制ヲ受ケ責任ヲ以テ事ヲ断行シ得サルノ弊アリ。今回ノ事変ニ際シ一方ニハ総理衙門、他ノ一方ニハ軍機処及宮廷トノ間ニ外交上ノ意見ヲ異ニシ相衝突シタル事実及軍機処カ総理衙門ノ名ヲ以テ外国公使ニ公文ヲ發送シタル事実ハ正ニ其的證タリ。」ここでは外交機関の独立性と権限が重視されている。第三の批判の重点は専門性にある。「大臣ノ輔佐官タル者カ外国ノ事情ニ通セス外交際ニ熟セサルカ為メニ其言行ニ於テ世界ノ通義ニ戻リタル事極メテ多ク、為メニ外国代表者ヲシテ詰責ニ詰責ヲ重ヌルノ止ムヲ得ルニ至ラシムルノ事実ハ既ニ吾人ノ目撃スル所ナリ。」

この三点の批判を踏まえた上で、「清国政府ニ対シ充分ノ信用ト権力アル門閥家ヲ撰シテ総理衙門ノ總裁トシ之ヲ輔佐スルニ二人ノ大臣ヲ以テシ一切外交ノ事ハ此三人ニ委任シ皇帝ニ対シテ責ニ任セシメ而シテ其下ニ多少外交ノ知識ヲ有スル次官ノ二人ヲ置キ主トシテ衙門ノ事務ヲ各国ノ通規ニ符合セシムルコトヲ勉目シムルコト実ニ肝要ナリ」との結論に達するのである（次官についてはそのうち一人に外国語などの能力を求めている）（「第十二条」

Report of the Commission on the Reform of the Office of Foreign Affairs and on the Modification of Court Ceremonial,

by Komura)」。そして具体的には親王を総裁に、軍機大臣二名を大臣にすることが考えられていた。この小村案は、第十二条に関する公使会議案の骨子をなし、外務部の組織構成の基礎となった。

2 名称問題と公使会議案の作成

小村の原案に対してロックヒル委員は特に異論がなく、一九〇一年三月二十九日の北京公使会議に小村案が小委員会議案として提案された。ロックヒルは、一九〇一年一月末に提出した報告書の中で、(三月当時の意見かどうか明示されていないが)総理衙門の組織が肥大して職責を全うできないと批判し、公使会議の提案どおりに組織改革をおこない、責任を全うできる外交機関を設け、世界の国々が採用していると同様の方法で組織をつくるべきとの考えであったと記している〔FRUS, 1901, Rockhill, pp. 3-7〕。

ロックヒルはこの原案について、それを小村が作成し、自分が会議で読み上げたとしている。内容的には、外交事務を迅速に、かつ制度的に裏付けることが必要との見地から、中央政府において疑いなき権威と影響力を持つ親王を総理衙門大臣とし、その下に軍機処から二人を大臣として招き、この三名を北京駐在公使たちと対置する中枢の存在とした上で、その下に外国語力や対外業務に通じた人員を含む侍郎二人を置こうとするものであった、とロックヒルは小村案を本国に報告している〔FRUS, 1901, Rockhill, pp. 121-122〕。

北京公使会議において、この小委員会議案は基本的に了承されたものの、一点だけ疑義が呈された。それは総理衙門という名称であった。小村らの原案には名称変更は含まれていなかったが、英、伊、オーストリア公使から、「衙門」は裁判所や事務局を指すので「外交統理ノ官省ニハ適用スヘカラズ」との意見が出され、戸部、吏部などに倣って、「外部」とすべきとの修正説が出された。小村は、「衙門」が公務を管掌する役所全体を指すなどと反論

したが、「改称説」への賛同者が多く、清朝側との交渉時に協議することとなった〔第十二条〕特命全権公使小村寿太郎ヨリ外務大臣加藤高明宛、一九〇一年四月一日(作成)、「総理衙門ノ改革並宮廷ノ儀式変更ノ件ニ関スル調査委員之報告ヲ公使会議ニ於テ議定之件」。なお、ロックヒルの記録では、日米の二人以外、すべての代表が名称変更賛成したので、名称の変更が決定したとされている〔FRUS, 1901, Rockhill, pp. 119-121〕。

3 李鴻章・慶親王との意見交換

四月六日、小村とロックヒルは李鴻章と会見し、公使会議の原案を伝えた。李は特に反対せず、三つの提案をおこなった。第一は、設立してから四十年を経た総理衙門がその機能を果たしえず、非合理的で無責任となったので、結果的に公使館が攻撃され、北京で外国人が殺害されるという事態を招来したという点から、総理衙門を廃止し、新たな外交担当機関を作るという論理を用いるべきだということ。第二は、この新たな機関の組織構成は公使会議から推薦すること。第三に、この新たな役所の職務に専念すべき大臣たちには、外国における外政機関の職員同様の高給を与えることとし、そのことを北京公使会議として明言することであった。また、名称について、総理衙門という名称は使用しないとロックヒルが述べ、新たな名称案をいくつか提案すると、李は幾つかの理由から「外務部」がよいと述べた〔BPP, No. 1, pp. 122-123〕。四月八日、ロックヒルは英国公使サトウ (Sir Ernest Satow) と面談し、李鴻章が第十二条に関する公使会議案に賛成したこと、また上記の李鴻章の提案のうち第一および第三について報告した〔Satow, 2006, p. 103〕。

小村とロックヒルは、四月九日に慶親王と意見交換をおこなった。慶親王は、これより二カ月以上の前の一九〇一年一月二三日に榮禄に出した書簡で、「第十二条の詔書の鼎新は、外国側がたとえ言わなくても、中国が自ら整

頓を加えなくてはならない」と述べ、総理衙門の改革を自ら整頓を加える課題としていた〔「榮祿存札」九頁〕。小村らに対して慶親王は、原案を大筋認めた上で、総裁を「親王」ではなく、より広い概念である Imperial Prince (王)、または Duke (公) とすべきだとした。皇族のプリンスは必ずしも親王ではない、というのがその理由だった。また、役所の名称は「外務部」とすべきとし、大臣については二人とも軍機大臣とすることは困難なので、二人のうち一名としてはどうかと提案した〔BPP, No. 7, p. 123〕。

四月一六日の公使会議で、李鴻章と慶親王の見解を加えた委員会案が作成された。そこには名称を外務部と変更することが盛り込まれた。また清朝側はすでにその名称変更に同意していると会議に報告されていた〔「第十二条」Komura to Kato, Peking, April 16, 1901〕。

4 第十二条案に関する対清照会

四月二三日、北京公使会議の首席であったスペイン公使コロガン (J. B. de Coloman) が、第十二条に関する公使会議案を清朝側に文書として照会した〔BPP, No. 1, pp. 123-125, 「辛丑議約第十二款專檔」, 「日国公使葛照会」光緒二十七年三月初五日〕。その冒頭では、「総理各国事務衙門が設けられて既に四十年の長きに亘るが、おこなうべき業務について未だに成果をあげられない。諸国の全権大臣たちは、他国の決定に従ったほうがより容易に中国の政治および対外関係の双方にとって有益になると考えている」として総理衙門を批判する。この批判の論理は李鴻章の提案通りである。また、総理衙門の欠点として「能力、整齊、捷速、明哲」の四点を挙げ、外政について「国家の最も重要な業務として認識すべきであり、皇帝の統治権利に代わって政府がそれをおこなうのだから、政府内部でもっとも重要な位置(極品之上)に置かれるべきである」と述べる。そして総理衙門での組織構成を批判し、新た

な組織では、総理大臣(総裁)一名、会辦大臣(大臣)二名(一人は軍機大臣、いま一人は尚書衙門付)が置かれるべきだとした。この部分は小村案に慶親王の見解を加えたものである。そして、小村案に従って、この三名の下に来る総辦二名のうち一名は欧米言語能力があることとされた。

最後に名称について、「総理衙門の名については、その名を聞くと嫌な感じがする。外政というのは皇帝に代わってそれをおこない、皇帝にかわって命令を発するのだから、国家におけるきわめて重要な業務である。総理衙門という名称だと、これらの重要性を十分に示すとは思われないので、それを除き、代わって外務部とすべきだ」とした。これは、四月一六日の公使会議と、李鴻章、慶親王の意見を踏まえたものであった。

なお、李鴻章、慶親王らとの調整過程には明確には見られなかった内容として、「外務部の品秩は勅定であるべきであり、六部の上に置かれるべき」だとする点がある。フランス語の原文では、「Il sera remplacé, en vertu d'un Décret Impérial, par celui de Ouai-Wou Pou, et dans l'ordre officiel des présences, le Ouai-Wou Pou passera avant les six bureaux ou Tribunaux」とされる。直訳すれば、「勅令に従い、総理衙門(II)は外務部と称する組織に交替し、各部との公式の序列において、他の六部・裁判所より上位に位置する」となる(〔BPP, No. 1, pp. 123-125〕)。なぜ、他の部局に優先すべきか。それは、皇帝のおこなうべきことを代行する、国家の重要な業務を担う機関であるということに依るものと考えられる。これは外交機関の独立性や権限を指摘した小村案を踏まえたものであるとも言えるが、小村案でも六部よりも上といったところまでは述べられていない。なお、この官制上の位置づけから外務部職員の品秩も勅定とされ、特別待遇とすることもあわせて求められているが、この特別待遇は李鴻章の見解を踏まえたものである。

以上のように、外務部の形成に至る骨格部分は公使会議案に基づく。すなわち、兼任を批判して専任を重視する

ことを前提とし、組織としての独立性や権限、皇帝への謁見権などを踏まえた幹部構成を提案し、同時に職員専門性を求めた小村・ロックヒル案を基礎とし、総理衙門という名称の変更を求め、六部の上という表現を採ったスベイン公使コロガンを首班とする公使会議の要請が外務部の基礎をなしているのである。しかし、公使会議の提案は、まさに組織の大枠にとどまる。また、李鴻章や慶親王は総理衙門改革に特に抵抗を示すわけではなく、外務部という名を選定し、職員の特別待遇を求め、清朝宛の照会文における総理衙門批判の論理を示し、また王公の文字句を修正させるなど、公使会議側からの文書作成段階で重要な役割を果たしていた。直接の因果関係はわからないが、戊戌期やそれ以前から総理衙門改革が議論されたことが李鴻章や慶親王側の対応にあらわれているとも考えられる。

三 外務部の成立

1 外務部設立の奏請

北京公使会議からの照会を受けた後、総理衙門自身がその照会の内容を斟酌し、自らの論理におきかえて、外務部への改組を奏請したのは五月一四日であった〔辛丑議約第十二款專檔〕、「本衙門通正摺」光緒二十七年三月二十六日〕。ここでは、「総理各国事務衙門を外務部にあらため、六部の首に冠する」とされ、役職については「管部大臣は皇帝と血縁関係の近い王侯を充て、ほかに尚書二名、侍郎二名を置き、尚書のうち一人は軍機大臣を兼ね、侍郎のうち一人は西洋文・西洋語に通じていなければならず、「厚祿」を与えるようにとされていた。ここで「冠六部之首」は、公使会議からの照会にあった、皇帝のおこなうことを代行するといった説明ではなく、ただ西洋各国の方式に倣ったとされている。

組織構成も公使団案を踏まえている。だが、尚書と侍郎の人員二名について中国でも西洋諸国でも例外的なものもかわらず、王侯が管部大臣となる点は総理衙門期に前例があるとされた。また職員制度が六部の制に則り、人員が総理衙門章京から選出される点は、既存の制度との連続性の下に説明されたが、この点は公使会議案にはない内容である。

また、総理衙門という臨時機関は外務部という常設機関となり、また職員が兼任から専任に代わり、高給が保障された。ただ、コロガンの照会の趣旨にあった対外交渉の重要性や責任といった問題は明確には反映されていない。実際、「スペイン公使の原文には難解なところが多い」とされていた〔辛丑議約第十二款專檔〕、総理衙門発「行在軍機処文」光緒二十七年三月二十六日〕。

2 外務部設立の上諭と外務部章程案

一九〇一年六月一〇日、政務処大臣と吏部に対して上諭がくだされ、外務部の人事制度およびポストの設置について調整するように命じられた。また、六月二二日には総理衙門から政務処に外務部の組織構想が送付された〔辛丑議約第十二款專檔〕、総理衙門発「行在政務処吏部文」光緒二十七年五月初七日〕。この制度設計においては、旧例を踏襲して六部に倣う面と、特殊業務であるため六部の章程と異なる設計が必要とされる面もあった。この両点を参酌して外務部章程案を策定したのは、総理衙門章京であった瑞良、舒文、童德璋、顧肇新ら四名であった〔辛丑議約第十二款專檔〕、瑞良・舒文・童德璋・顧肇新「擬外務部章程」〔行在政務処吏部文〕光緒二十七年五月初七日の付件〕。このうち、瑞と顧は、のちに外務部の左右丞となる人物である。

四章京による外務部章程案が策定されてから、ほかの総理衙門章京からの意見や、政務処や吏部との調整をおこ

ない、七月二四日に正式に総理衙門を外務部とするという上諭が下された。この上諭では、「講和をおこなうにあたって、まずは邦交を重視し、あらゆる交渉や交流にあたっては適切な人材に依るべき」との前提が述べられた上で、「これまで総理各国事務衙門が設けられ、交渉を担当し、すでに長きにわたって業務をおこなってきたが、その担当者である王大臣らは兼任者が多く、職務に専念することができなかった。そこで特に専任ポストを設けて、職務に責任を果たし専念できるようにする。総理各国事務衙門を外務部に改め、班を六部の前に列する」とした〔辛丑議約第十二款專檔、総理衙門発「日国領衛公使照会」光緒二十七年六月十二日〕。

北京公使會議が要請していたのは、責任の持てる機関の設置、影響力のある人物の總裁就任であったが、この上諭ではおそらく「六部の上」という語が官制上の重視を示し、人事について総理外務部事務に慶親王を当てた点にそれが示される。このほか、外務部会辦大臣は軍機大臣の王文韶、外務部尚書が瞿鴻禨とされ、外務部会辦大臣の位が授けられた。大臣のうち一名を軍機大臣としたのは慶親王の意見である。また、職員の専任化も盛り込まれ、外国語や専門性について侍郎の一人に欧米言語能力を求めるという要請も、フランス語を解する聯芳を侍郎とする点で叶えられていた。なお、徐寿朋侍郎もわずかに英語を解するとロックヒルは述べている〔FRUS, 1901, Rockhill, pp. 291-292〕。

一九〇一年七月二七日、李鴻章から小村に対して、北京公使會議の第十二条案が、西安の光緒帝の裁可を得たことや人事について通知がなされた〔第十二条「Komura to Sone, Peking, July 27, 1901」〕。この清朝側の案に対してロックヒルは、「全体的に見て、この新しい官署がその帝国の対外関係においてほかの統治機構の諸官署よりも卓越しているので、その新官署の構成はたいへん満足のいくものであったし、このような官署ができたことこそ、わたしたちの中国との関係において斬新で重要な変化を作り出していくことになるだろう」と述べた〔FRUS, 1901, Rockhill, pp. 291-292〕。

Rockhill, pp. 291-292〕。

3 辛丑和約の締結と外務部の発足

一九〇一年九月七日、辛丑和約（北京議定書）が調印され、その第一条に「千九百一年七月二十四日ノ上諭附屬書第十八号ヲ列国ノ指定シタル旨趣ニ因リ外交事務衙門タル総理衙門ヲ改革セラレタリ即総理衙門ヲ外務部ト改メテ他ノ六部ノ上位ニ置クコトト為シ而シテ又前記ノ上諭ヲ以テ外務部ノ主要ナル官吏ヲ任命セラレタリ」という文言が盛り込まれた〔日外「三三」巻別冊三、一五四〜一五五頁〕。以後、慶親王と李鴻章との協力の下で制度化がはかられ（李は一九〇一年一月七日に死去）、礼部から与えられた銀印が使用され始めたのは一九〇一年二月八日であった。公使會議から清への照会以後、清の内部で制度設計がなされたが、それについて公使會議から疑義が呈されることなく、外務部が発足することになった。

四 外務部創設期の制度設計

1 外務部の制度設計——擬奏事宜四条と本部事宜五条

外務部創設の上諭が下された七月二四日より前の六月二二日、外務部の制度設計ともいえる擬奏事宜四条と本部事宜五条が提出された。そして、それを踏まえて一二月（あるいは一九〇二年一月初頭）には全権大臣案（慶親王・李鴻章案）が提起された。最終的には後者が制度として実施されるのだが、前者がその基礎をなしていた。

瑞良、舒文、董德璋、顧肇新によって作成された擬奏事宜には外務部の組織編制構想なども記されていた〔辛

表2 外務部額缺養廉各項章程 (1901年12月)

名称	管轄	具体的業務
和会司	外交	各国觀見会晤, 請賞宝星, 遣派使臣, 更換領事, 文武学堂, 本部員司升調, 各項保獎
考工司 綏靖司	内治	鐵路, 礦務, 電線, 機器製造, 軍火船政, 聘用洋將, 洋員招工, 出洋学生
權算司 通惠司	商務	関税, 商務, 行船, 華洋借款, 財幣, 郵政, 本部經費, 使臣支銷經費
庶務司 安平司	教務	界務, 防務, 伝教遊歴保護, 償卹, 禁令, 警巡, 詞訟, 此外未盡事
司務庁		収発文件, 清檔房, 典守檔冊

* 下線部は変更点

表1 外務部章程案 (1901年6月22日)

名称	管轄	具体的業務
通惠司	商務	関税, 商務, 租界, 行船, 華洋借款, 財幣, 電線, 機器製造, 郵政, 本部經費, 出使大臣支銷經費
安平司	教務	伝教遊歴保護, 償卹, 禁令, 警巡, 詞訟, 招工, 学校, 出洋学生
和会司	外交	各国使臣觀見, 更換領事, 請賞宝星, 遣派使臣, 公会, 公断, 建置工程, 各使会晤, 本署堂司升調, 各項保獎, 一切雜務
綏靖司	内治	海防, 辺防, 疆界凶籍, 鐵路, 礦務, 軍火船政, 聘用洋將
司務庁		収発文件, 清檔房, 典守檔冊

丑議約第十二款專檔、瑞良・舒文・董德璋・顧肇新「擬外務部章程」(「行在政務処吏部文」)光緒二十七年五月初七日(の附件)。第一条では四局体制(商務、教務、外交、内治に対応)が述べられ、その名称は通惠、安平、和会、綏靖司とされていた。その具体的業務分担は表1のとおりである。

これらは、いわば業務別の組織編成をなしており、相手国別に編成されていた総理衙門の組織とは異なるものとなっていた。第二条は人事関連で、四司それぞれに満郎中二名、員外郎二名、主事一名、漢郎中二名、員外郎二名、主事二名とされていた。また、外務部内部でのキャリア形成が想定され、非実官から構成されていた総理衙門とは異なる形態を採っていた。第三条では人事登用について、進士・挙人・拔貢、小京官出身の中書・主事あるいは小京官から「年壮にして才優たりて、事理に通曉した者」を推薦し、試験の上採用するとされた。また、在外公館の職員が外務部に戻ることが制度的に想定されていたものの、在外公館職員を外務部からの派遣に一元化することは想定されていない。第四条では昇任が扱われているが、ここでも六部の前例とともに特殊性が加味されていた。

他方、本部事宜五条においては、鑄印、派差、厚薪水、重繙訳、奨供事の五点が述べられたが、注目すべきは薪水と繙訳であろう。前者は、李鴻章の希望であり、後者はこれまでに軽んじられがちであった外国語能力が高く評価されたことを示している。薪水においては、外務部職員の給与をほかの六部よりも高給とすることが想定されたが、その算定基準は在外公館職員に求められた。たとえば、総辦は在外の二等參贊の月薪の五割、暫辦は三

等參贊の四割などとされていた。繙訳については、頭等、二等、三等繙訳官を設けた。同文館はなお外務部に属することになっていたが、提調および繙訳官を派遣して、内部調査をおこなって改革を進めることとなっていた。

2 慶親王・李鴻章奏請「外務部額缺養廉各項章程」

一九〇一年二月(あるいは一九〇二年一月初頭)、全權大臣案(慶親王・李鴻章)「外務部額缺養廉各項章程」が上奏された。「辛丑議約第十二款專檔」、「遵擬外務部額缺養廉各項章程」一九〇一年二月(あるいは一九〇二年一月)「日付不明」。それは、先の章京たちの案を踏まえつつ、修正を加えたものであった。組織については、表2のように名称や職責について変更が加えられた。

また、人事関連については、郎中、員外郎、主事については提案通りで、額外行走を各司につき六名以上想定していた。また、總辦として左右丞各一名(正三品)、左右參議各一名(正四品)を置き、彼らに欠員があるときには郎中以下から補うこととした。左右丞、參議は出使大臣候補、また郎中、員外郎、主事は在外公館の參贊や領事、隨員の候補とされ、在外公館から帰国しても外務部内でキャリアアップする道が想定された。そして各職の正規の給与以外の手当である養廉銀が定められた。総理となる王公は一万二千兩、会辦大臣が一万兩、侍郎が八千兩で、最下位の額外行走が年間六百兩となっていた。人事の採用は章程案に準じていたが、毎回の

表3 外務部職員一覧(1902年春)

部局名・職名	職階	名	号	籍貫	科挙資格等
總理	欽命全權大臣 總理外務部事務 和碩慶親王	奕劻			
會辦大臣	署全權大臣 總簽請官 太子少保 頭品頂戴 賞戴雙眼花翎 禮仁閣大學士 國史館正總裁 軍機大臣 督辦政務大臣	王文韶	菱石	浙江仁和人	壬子
尚書	外務部尚書 賞穿黃馬褂 軍機大臣 政務大臣	豐鴻鏞	子致	湖南善化縣人	辛未
侍郎	署左侍郎 署右侍郎	呂海寰 那桐 聯芳	鏡宇 軒琴 春鄰	順天大興縣人 漢軍鑲黃旗人 漢軍鑲黃旗人	丁卯 舉人 監譯官
總辦	左丞 右丞 左參議 右參議	瑞良 顧肇新 陳名侃 豐鍾 程昌	鼎臣 康民 夢陶 任庭	滿洲正黃旗人 江蘇吳縣人 江蘇江陰縣人 正白旗人	監生 丙子 舉人 進士
幫辦	掌和會司印部中 掌考工司印員外郎 掌權算司印部中 掌庶務司印部中	樸壽 雷補司 童德璋 周儒人	仁山 瑞蘆	漢軍鑲黃旗人 江蘇華亭縣人 四川北廳人 安徽宿州人	甲午 舉人 舉人 拔貢
和會司	郎中 員外郎 員外郎 主事 主事	樸壽 徐承煥 汪大燮 保恆 陳懋燾 緒瀾	仁山	漢軍鑲黃旗人 漢軍江蘇縣人 浙江錢塘縣人 漢軍鑲黃旗人 福建閩縣人 滿洲鑲紅旗人	甲午 拔貢 舉人 貢生 庚寅 甲午
考工司	郎中 員外郎 員外郎 主事 主事	關以鑄 傅嘉年 恒文 雷補同 存裕 李清芬	蓮峰	廣東開平縣人 福建寧寧縣人 滿洲正白旗人 江蘇華亭縣人 滿洲正紅旗人 直隸寧津縣人	舉人 庚辰 監生 舉人 舉人 舉人
權算司	郎中 員外郎 員外郎 主事 主事	童德璋 松年 王清穆 陳慶 唐文治 凌萬鈞	瑞圃 楚雋	四川江北廳人 滿洲正藍旗人 江蘇崇明縣人 江蘇江浦縣人 江蘇太倉州人 四川宜賓縣人	舉人 貢生 庚寅 拔貢 進士 舉人
庶務司	郎中 員外郎 員外郎 主事 主事	周儒人 何兆熊 存善 朱有基 鄭嘉來 章十奎		安徽宿州人 四川南充縣人 滿洲鑲紅旗人 浙江蕭山縣人 江蘇吳縣人 江蘇婁縣人	拔貢 甲戌 附貢 舉人 進士 進士
司務廳	司務 司務	全齡 江慶瑞		滿洲鑲紅旗人 安徽桐城縣人	監生 進士
額外司員	郎中 員外郎 郎中 員外郎 郎中 員外郎 郎中 員外郎 主事 主事	張慶 長輝 吳蔭培 聯昌 奎佑 王昌年 陳本仁 阿克敦 王榮先 曾述榮		滿洲正藍旗人 滿洲正白旗人 安徽歙縣人 蒙古正藍旗人 滿洲正黃旗人 山東長山縣人 雲南昆明縣人 滿洲正紅旗人 湖北襄陽縣人 河南固始縣人	舉人 監生 舉人 舉人 附生 舉人 癸未 翻譯生員 丙戌 進士
出使各國駐洋大臣	欽差出使美義比等國大臣 三品卿銜 欽差出使美日秘等國大臣 四品卿銜 欽差俄美和等國大臣 工部左侍郎 欽差出使日本國大臣 頭品頂戴 內閣侍讀學士 欽差出使德國大臣 頭品頂戴 正白旗漢軍副都統 欽差出使法國大臣 通政使司副使 欽差出使朝鮮國大臣 二品頂戴	張蔭桓 伍廷芳 楊儒 蔡鈞 蔭昌 裕庚 許台身	在初 秩庸 子通 和甫 西	漢軍正黃旗人 廣東順德縣人 漢軍正紅旗人 浙江人 滿洲鑲黃旗人 漢軍正白旗人 浙江仁和人	監生 舉人 監生 優貢 監生

出典) 「光緒二十八年(壬寅春季)外務部」(『大清藩紳全書』東京大学東洋文化研究所蔵, 大木文庫) * 漢字表記は出典資料に従い、正字とした。

推薦・試験で採用するのは二十名を限度としていた。

組織面で章程案と明確に異なるのは、総理衙門と同様に、俄(ロシア)、徳(ドイツ)、法(フランス)、英、日の各股を設け、そこに七品、八品、九品の翻訳官を一名置くとした点である。人数を限定しながら、翻訳という面での旧制度を存続させ、上記のような業務内容別の組織と組み合わせようとしたのであろう。呉成章はこの外務部の職制を、「総署の分股辦事制度を継承」したとしつつも、外務部の分股制と総理衙門の分股制はその性質を異にする」と指摘する。総理衙門の各股の職掌は外務部の各司のそれに相当し、外務部の各股の職掌は、総署に附属していた同文館の翻訳官(担当する地域別の各股)に相当するといっているのである(呉一九一三、甲、十七)。この四司制は外務部の廃止まで十年間変更されることがなく、総理衙門の組織が頻繁に変更されたのと対照的だともしている(呉一九一三、甲、十四)。

3 外務部期の制度の問題点

このように清朝側で定められた制度が果たしていかに機能したのかは別途論じることとしたいが、ここで外務部の創設期の制度に関し、清朝内部で問題とされた諸問題について一瞥しておこう。特に問題とされたのは、外務部職員と出使大臣の関連付け、地方交渉をめぐる中央・地方関係、人材養成方法などであった。

出使大臣については、外務部成立後も依然として他に正式の官職を有する欽差大臣であり、外務部以外の部局の者でも就任できたことが問題であったので、出使大臣を実官とし、外務部官僚との関係を明確化すべきだという議論があった。この動きは、一九〇六年にフランス公使である劉式訓の「変通出使事宜章程」の奏請を経て一定程度

の解決が図られ、「外交一途」のためのキャリア・パターンが想定されるようになった。

地方交渉については、総理衙門時代に地方の將軍・總督・巡撫が有していた「総理各国事務衙門大臣衙」を、一九〇一年七月二六日に撤廃したものの、以後も地方大官が外交に無関係ではなく、外務部と協力して処理することが求められていた〔清季外交史料〕「西巡大事記」巻九・「光緒朝東華錄」光緒二十七年六月甲辰の条、四六八六頁〕。外務部期には、確かに南北洋大臣の影響力は限定的になり、日露戦争後の満洲問題でも、地方ではなく中央で交渉をおこなうなど、対外交渉における中央の主導性が見られるようになった〔杜一九九〇〕。しかし、中央主導となったのは条約締結交渉などであり、領事裁判をめぐる問題や教案、あるいは貿易をめぐる問題など、日常的な案件については、地方交渉が多く見られ、地方でも洋務局などを設けて対応したが、その権限や所屬をめぐって調整がおこなわれた。

このような在外公使や地方交渉をめぐる問題は、本来であれば外務部創設の際に議論されるべきことであったが、北京公使団が問題としたのが外務部自身の権限や地位、そして組織の中核の問題に限定され、清朝側の章程案も北京公使団の要請に対応することに重点が置かれ、出使大臣や地方交渉については十分に検討されていなかったために生じたとも考えられる。こうした意味で、外務部をめぐる制度は、外務部という組織自身に偏るかたちで設計されたということもできよう。

おわりに

本章では、外務部の形成過程と創設時の制度について検討した。北京公使会議が連名公書の第一二条に総理衙門

改革を挿入し、その十二条案文の策定にあたって小委員会の小村・ロックヒルが北京公使団案の骨格となる案文を策定し、公使会議が名称変更案を加え、さらに李鴻章や慶親王が外務部という名称を事実上決定し、待遇面や組織面、さらには公使会議から清朝への提案の論理展開まで提案し、最終的に公使会議のコロガン・スペイン公使の照会において「六部の上」という内容が盛り込まれるという、先行研究では解明されなかった形成過程全体が検証できた。

権威があり影響力のある外交機関の設立という点については列強が総理衙門設立期から要請してきた問題であり〔坂野一九七〇、二七二～二七七頁〕、また組織的、人事上の問題、また専門性については、戊戌期の清朝内部の政改革論に見られていた。先行研究では、こうした内外の議論について、外庄と内的連続性の併存として説明してきた。しかし、本章で明らかにしたように、実際には外庄と思われた部分にも清側からの関与があり、公使団会議からの要請は制度の大枠に過ぎず、公使団の照会を受け止め消化しながら外務部設立の上論がくだされ、清朝内部で詳細な制度設計がなされた。したがって、外務部の形成は外在的な契機ではじまりつつも、その契機を内在化させつつ制度化されたと見るのが妥当だろう。第七章で述べられているように、戊戌期に清の対外関係について理念的な転換がみられたとすれば、その制度的な表現として、外務部の成立があると理解することもできる。ただ、公使会議からの照会を受けた清朝の側でそれを受け止めつつ比較的自由に制度設計ができたとはいえ、連名公書や第十二条案に拘束され、あくまでも外務部自身の制度設計が中心的課題となり、出使大臣との関係や地方交渉については十分に考慮されていなかったことには留意が必要である。

外務部は、臨時性が強く、正式の制度の外に位置づけられた洋務機関である総理衙門と異なり、正式な常設機関であり、かつ権威化されていた。しかも、当時高まったナショナリズムにこたえる外交交渉にもとりくみ、総理衙

門がその末期に列強に付与した鉱山採掘権などを回収しようとした(李一九六三)。だが、外務部に関する諸制度の機能の問題や制度の不備について清朝内部での議論は以後も継続していくことになる。この点については、民国外交部を視野に入れつつ、今後の課題としたい。

(1) ヘイ(John Hay) 国務長官は、一九〇〇年二月三日のコンガー(E. H. Conger) 公使宛の電報で中国の外交当局の首脳の西洋言語能力の必要性を強調した。だが、ロックヒルは清朝で影響力のある高地位の人物は外国語ができず、外国語ができるなら地位と影響力が低いと反論している。そして、現実的な方法として外国語のできる人物を、二名の侍郎のうちの一名に充て、彼らが将来に外務部大臣になるかもしれない、と述べていた(FRUS, 1901, Rockhill, pp. 119-121)。

(2) 小村とロックヒルの案文においては、総裁は President、大臣(尚書)は Minister、総辦(侍郎)は副大臣(Vice Minister) という訳語が当てられていた。Minister を戴く六部とは異なる特殊な機関となることが想定されていたことになる(BPP, No. 1, pp. 121-122)。

(3) 外務部主事、参議、左丞などを歴任し、民国期には総理や外務大臣となった顔惠慶は、外務部職員について、思想的に比較的開明で、外国の事情に通じていたと高く評価しているが、他方で慶親王奕劻は一年間に一度しか出勤せず、また大学士那桐は一週間に一度しか外務部に出動しなかったため、外務部の日常業務は専任の尚書、侍郎、丞参、郎中、主事がおこなっていたと述べている。なお、給与の面では、厚遇ではあっても、その額では足りず内職していたとしている(「顔惠慶自伝」七一〜九二頁)。

おわりに——新しい「胎動」

中国外交史を描くということ

「中国近代外交の胎動」という書名には多くの含意が込められている。まず、「中国近代」という部分についてはある。坂野正高の著述(坂野一九七〇・坂野一九七三)は「近代中国」というかたちで中国の前に近代を置く。これは、近代という世界史的時代区分を想定し、その下に中国を位置づけようとするものだろう。これに対して、中国の後に近代を置く場合、無論、近代という世界史的な時代観を意識しつつも、それが中国という場においていかに消化され、融けこみ、展開したのか、という問題意識がその背後にあることが多い。これは何も中国の独自性を強調し、地域史的な視点や、世界史的な視点を排除することではない。外的なコンテキストを十分に意識しつつ、内的なコンテキストにやや重きを置いて、その両者の関係性を含めて歴史を読み解こうとすることを示している。

「中国近代外交」という部分にも強い含意がある。本書で扱われている時代は一九世紀後半から二〇世紀最初の一年にあたる。その時代、いわゆる「近代外交」なるものが世界に広がりを見せていた。その「近代外交」に中国が接したときに関する説明として、伝統と近代の衝突、伝統に対する近代の凌駕といったことが、従来言われてきた。このような理解は果たして妥当であろうか。この問いに対して、南京条約や天津条約・北京協定を締結したから近代外交をおこない始めたとか、総理衙門を設立したから近代外交を受容したと単純に述べることには、依然と